

報道機関各位

保健センター

タイトル 赤穂すこやかセンターのネーミングライツ・パートナー募集について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	赤穂すこやかセンターのネーミングライツ・パートナー募集について
日時	募集期間 令和6年2月20日（火）～令和6年3月11日（月）
場所・住所	—
趣旨・目的（PRしたいこと） 1 趣旨 新たに赤穂すこやかセンターのネーミングライツ・パートナーを募集します。 2 内容 (1) 対象施設：赤穂すこやかセンター 【年間利用者数：7,500人程度】 (2) 募集期間：令和6年2月20日（火）～令和6年3月11日（月） (3) ネーミングライツ料：年間30万円以上（税込） (4) 愛称の命名条件：愛称に「すこやかセンター」を必ず表記すること (5) 契約期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日 (6) 審査結果発表：令和6年3月	
問い合わせ先	部課係名：健康福祉部保健センター 担当者名：日笠 電話：0791-46-8701 FAX：0791-46-8705

○添付資料 (有)・無) ○ホームページへの掲載 (有)・無) ○議会報告 (有)・無)

赤穂すこやかセンターネーミングライツ・パートナー募集要項

赤穂すこやかセンターについてネーミングライツ・パートナーを募集します。

1 募集施設

- (1) 名 称 赤穂すこやかセンター（条例上の名称）
- (2) 所在地 赤穂市南野中321番地
- (3) 施設の概要 敷地面積 3,690.02㎡
延床面積 2,279.35㎡
詳細については、別紙「赤穂すこやかセンター施設概要」参照
- (4) 利用者数 年間7,500人程度
- (5) 運営形態 直営

2 募集の概要

(1) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等。ただし、赤穂市ネーミングライツ事業実施要綱第4条に該当する次の業種又は事業者は、応募することはできませんので、ご留意ください。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業その他同法の規制を受ける業種

イ 風俗営業に類似すると認められる業種

ウ 消費者金融の業種

エ 規制対象となっていない業種において、社会問題を起こしている業種又は事業者

オ 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者

カ 赤穂市税及び県税・国税の滞納をしている事業者

キ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者

ク 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人

ケ その他ネーミングライツ事業の契約の相手方となることが不適當であると市長が認める業種又は事業者

(2) 応募方法

ア 募集期間

令和6年2月20日(火)から令和6年3月11日(月)まで

※1 持参の場合は、期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※2 郵送の場合は、期間内必着

イ 提出書類

(ア) ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）

※ この書類には、金額を記入していただくため、封筒に封入うえ、提出してください。

(イ) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

(ロ) 直近1事業年分の納税証明書（市税、県税、国税の完納証明書等）

（赤穂市税の完納証明書、県の納税証明書は未納又は滞納がないことを証明したもの、国税の証明書は税務署様式その3の3とする。なお、赤穂市に納税がない場合は市税の納税証明書は不要。）

(ハ) 企業等の概要（沿革、業務内容等）に関する資料（任意様式、パンフレット等でも可）

(ニ) 誓約書

ウ 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

エ ネーミングライツ料（年額とする）

ネーミングライツ料（希望契約価格（税込））は、応募者が市の希望契約価格30万円（税込）以上の金額を提示ください。（応募可能額は30万円以上です。）

※1 提示額は、1万円単位での提示となります。

※2 ネーミングライツ料は、年度ごとに、市が指定する期日（4月～5月頃）までまでに一括納付となります。

※3 「ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）」の希望契約価格欄に30万円以上の金額（税込）を提示してください。

3 愛称の表示等

(1) 契約期間等

ア ネーミングライツの契約期間は、5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とし、その間、愛称を使用することができます。

イ 契約期間満了の際、ネーミングライツ・パートナーに契約更新に係る優先交渉権を付与します。

ウ 愛称表示開始日は、令和6年4月1日となります。

(2) 愛称の命名条件

ア 企業名及び商品名（ブランド名）等を用いて、愛称を命名することができます。

イ 市民が呼びやすく施設イメージに合った、親しみやすい愛称を命名してください。

- ウ 原則として契約期間中の愛称の変更はできません。
- エ 赤穂市ネーミングライツ事業実施要綱（令和3年赤穂市訓令甲第1号）第5条に違反しないものとしてください。
- オ 愛称に「すこやかセンター」は表記してください。
例「〇〇すこやかセンター」「すこやかセンター〇〇」等。
- ※ 条例上の名称は変更しません。

(3) 愛称の表示箇所及び方法

- ア 愛称は、施設内外の案内表示（施設看板や道路標識等）やパンフレット等の印刷物に表示することができます。また、費用負担については、次の(4)のとおりです。
- イ 新たに看板を設置する場合は、市と別途協議のうえ、設置の可否を決定することとします。
- ウ 新たに設置する看板の施工の範囲・時期・内容については、市とネーミングライツ・パートナーとで協議のうえ、決定します。（提示箇所や規格・寸法・構造・材質・設置方法等については、市と協議して決定となります。）
- エ 屋外広告物については、兵庫県屋外広告物条例に適合する必要があります。
- オ 市が作成する印刷物（パンフレットやチラシ等）への表示については、新規作成分からとなります。
- カ 企業ロゴマークについては、当該申込みをしたパートナー企業が権利を有する登録商標であることが前提となります。
- キ 文字は、日本語及び英語アルファベットに限ります。
- ク 文字色は単色としてください。

(4) 愛称表示に伴う費用負担

愛称表示に伴う費用等の負担区分は以下のとおりとします。

内 容	費用負担者	施 工 者
施設内外の案内表示の変更、新設（施設看板や道路標識等）	ネーミングライツ・パートナー	ネーミングライツ・パートナー
既存印刷物（パンフレット等）の名称変更	ネーミングライツ・パートナー	ネーミングライツ・パートナー
新規の印刷物（パンフレット等）やホームページの表示	市	市
契約期間終了後の原状回復	ネーミングライツ・パートナー	ネーミングライツ・パートナー

(5) ネーミングライツに付帯する権利・特典

ア 当該愛称の普及のため、市はネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、市のホームページ等で公表します。また、ネーミングライツ・パートナーから要望がある場合は、記者発表時に契約締結式を行います。

イ 市は、各種広報で愛称を使用するとともに、他の関係機関に対して愛称使用を働きかけます。

4 選定方法等

(1) パートナー選定の基準及び方法

ア 提出書類をもとに、赤穂市ネーミングライツ審査委員会において、ネーミングライツ・パートナーを総合的に判断して優先候補者を選定します。

イ 応募が1者のみの場合も、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか選定します。

ウ 選定基準については、別紙「赤穂すこやかセンターネーミングライツ・パートナー優先候補者選定基準」を参照ください。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、「ネーミングライツ事業の申込みに対する審査結果通知書(様式第2号)」で通知します。

5 その他

(1) 内容の問い合わせは、文書(郵送、FAX、E-mail)のみにより受け付けます。

(2) 別紙様式「質問票」に質問事項の他、企業名等、所在地及び担当者の部署・氏名、連絡先電話番号等を必ず記入ください。

なお、質問に対する回答は、順次、市ホームページに掲載することとします。

(原則として、質問者に対して、個別に回答はしません。)

(3) 質問表の受付期限は、令和6年2月27日(火)まで(郵送の場合は必着)とします。

6 お申込み及びお問い合わせ先

赤穂市健康福祉部保健センター (担当:日笠)

〒678-0176 赤穂市南野中321番地

電話:0791-46-8701

FAX:0791-46-8705

E-mail:hoken@city.ako.lg.jp

赤穂すこやかセンター施設概要

- (1) 名 称 赤穂すこやかセンター（条例上の名称）
- (2) 所 在 地 赤穂市南野中321番地
- (3) 開 館 2016年（平成28年）4月
- (4) 敷地面積 3,690.02㎡
- (5) 延床面積 2,279.35㎡
(1階 1,209.60㎡・2階 1,069.75㎡)
- (6) 構 造 鉄骨造2階建
- (7) 本施設で実施する事業等

	業務内容
保健センター	地域保健法第18条の規定に基づき設置。 健康教育、健康相談、保健指導、健康診査等、地域保健に関する事業を行う。
児童発達支援事業 あしたば園	心身の発達について支援が必要な小学校就学前の児童に対する日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行う。（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援）
乳幼児一時預かり 事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難と乳幼児を一時的に預かる。

- (8) 利用者数 年間7,500人程度

赤穂すこやかセンター位置図



赤穂すこやかセンター外観

